

社会福祉法人三田市社会福祉協議会三田市地域包括支援センター運営規程

「平成24年4月1日」

「規程第41号」

(事業の目的)

第1条 三田市が設置し、社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が受託運営する三田市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等（以下、「担当職員」という。）が地域共生社会の実現を推進することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 担当職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、心身の状況、置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するように努める。

(センターの基本機能)

第3条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な地域包括支援ネットワークを構築する。(共通基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 要支援1及び2の認定者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務（以下、「介護予防支援等業務」という。）並びに全ての高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(センターの名称等)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 三田市地域包括支援センター

(2) 所在地 兵庫県三田市川除 6 7 5 番地三田市総合福祉保健センター
内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 センターに配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 所長・管理者 1 名

所長はセンターを総括する。

管理者はセンターの担当職員及び業務の管理を一元的に行う。

なお(2)～(4)のいずれかの業務を兼務することができる。

(2) 保健師又は経験ある看護師 1 名以上

(3) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1 名以上

(4) 主任介護支援専門員 1 名以上

(5) 介護支援専門員 1 名以上

(6) 上記に掲げる者のほか、必要な事務を処理する職員 若干名

2 担当職員は第 3 条に定めるセンターの基本機能の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間は、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会への報告)

第 7 条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会への報告を行うものとする。

(1) センターの事業計画に関すること

(2) センターの事業報告に関すること

(3) その他運営協議会が必要と認めること

(介護予防支援等業務の提供方法及び内容等)

第 8 条 介護予防支援等業務の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談及びサービス担当者会議は事業所内、又は、利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、厚生労働省の定める介護予防サー

ビス・支援計画様式を用いて、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス・支援計画（以下、「計画」という。）を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他の提供方法及び内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条および介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）の実施について（平成27年6月5日老振発0605号第1号厚生労働省老健局振興課通知）の規定によるものとする。

2 運営規程の概要、職員の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示する。

3 介護予防支援等業務を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等業務が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

4 センターは、第3条第4号介護予防支援等業務を行うにあたっては、契約締結事務、介護予防サービス・支援計画書の作成・変更、経過観察、再評価、介護給付費請求に関わる事務の業務を他の居宅介護支援事業者の一部又は全部委託することができるものとする。

5 センターが介護予防支援等業務を行うにあたっては、利用者と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域については、三田小学校区・三輪小学校区・松が丘小学校区とする。

（秘密の保持）

第10条 担当職員は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に漏れることのないよう、保持

するものとする。ただし、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報提供ができるものとする。

- 2 担当職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密について、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 1 1 条 提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(基準該当介護予防支援)

第 1 2 条 前条（第 7 条を除く。）までの規定は、他の市町村の被保険者に対して基準該当介護予防支援を提供する場合において準用する。この場合において、「指定介護予防支援」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「法定代理受領」とあるのは「利用者の委任による代理受領」と読み替える。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 1 4 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第 16 条 センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 センターは、担当職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は三田市と協議会の協議に基づいて定めるものとする。

付 則（平成 24 年 3 月 15 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 21 日）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 18 日）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 2 月 20 日）

この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 4 月 14 日）

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 29 年 4 月 21 日）

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 4 月 20 日）

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 15 日）

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 4 月 21 日）

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 4 月 20 日）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 4 月 19 日）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 6 年 4 月 18 日）

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 4 月 17 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。